

検討の経緯等について

令和4年8月30日
事務局

1. 背景

- ✓ 「デジタル変革時代の電波政策懇談会」における議論を踏まえ、携帯電話等の周波数の再割当てを行う場合の進め方、移行期間、移行費用の負担の範囲等について検討を行うため、デジタル変革時代の電波政策懇談会/移動通信システム等制度ワーキンググループの下に、「携帯電話用周波数の再割当てに係る円滑な移行に関するタスクフォース」を設置。

2. 検討項目

- ✓ 再割当ての進め方
- ✓ 再割当てが行われた場合の移行期間
- ✓ 再割当てが行われた場合の移行費用の負担の範囲 等

3. 構成員

(主任)	相田 仁	東京大学大学院 工学系研究科 教授
(主任代理)	三瓶 政一	大阪大学大学院工学研究科 教授
	栗田 昌裕	名古屋大学大学院法学研究科 教授
	猿渡 俊介	大阪大学大学院情報科学研究科 准教授
	関口 博正	神奈川大学 経営学部 国際経営学科 教授
	中島 美香	中央大学 国際情報学部 准教授
	松村 武	NICTネットワーク研究所ワイヤレスシステム研究室長
	山郷 琢也	弁護士(TMI総合法律事務所)

- ✓ 令和4年2月の第1回会合以降、事業者ヒアリング等を行いながら、携帯電話用周波数の再割当てにおける「移行期間」、「移行費用の負担の範囲」について、各周波数に共通する原則的な考え方や基地局の受信フィルタの影響等について検討。 ※ 基地局の受信フィルタの影響については、更なる検討を行うため、既存事業者による実機を用いた検証を実施中。



- ✓ 先の通常国会において「電波監理審議会の機能強化」や「携帯電話等の周波数の再割当て制度」を盛り込んだ「電波法及び放送法の一部を改正する法律（令和4年法律第63号）」が成立し、令和4年10月1日に施行されることが決定。
- ✓ 今後、「デジタル変革時代の電波政策懇談会」において楽天モバイルから要望のあったプラチナバンドの再割当てをについて、事業者ヒアリングを行いながら、更なる検討を行う。

携帯電話用周波数の割当状況

	700 MHz帯	800 MHz帯	900 MHz帯	1.5 GHz帯	1.7 GHz帯	2GHz帯	2.3 GHz帯	3.4 GHz帯	3.5 GHz帯	3.7GHz帯 4.5GHz帯	28 GHz帯	合計
docomo	20	30	—	30	40 東名阪のみ	40	—	40	40	200	400	840
au	20	30	—	20	40	40	40	—	40	200	400	830
SoftBank	20	—	30	20	30	40	—	40	40	100	400	720
Rakuten	—	—	—	—	80 (40MHzは 東名阪以外)	—	—	—	—	100	400	580
合計	60	60	30	70	190	120	40	80	120	600	1,600	2,970

いわゆるプラチナバンド

(令和4年7月時点) 単位：MHz

- ✓ 令和4年改正電波法が施行される10月1日以降、電波監理審議会による電波の有効利用評価の検討が開始予定。電波監理審議会による携帯電話等の周波数の評価結果が取りまとめられた後、総務大臣は、競願の申出に係る開設指針制定の要否の決定を行うことができる。

1 電波監理審議会の機能強化

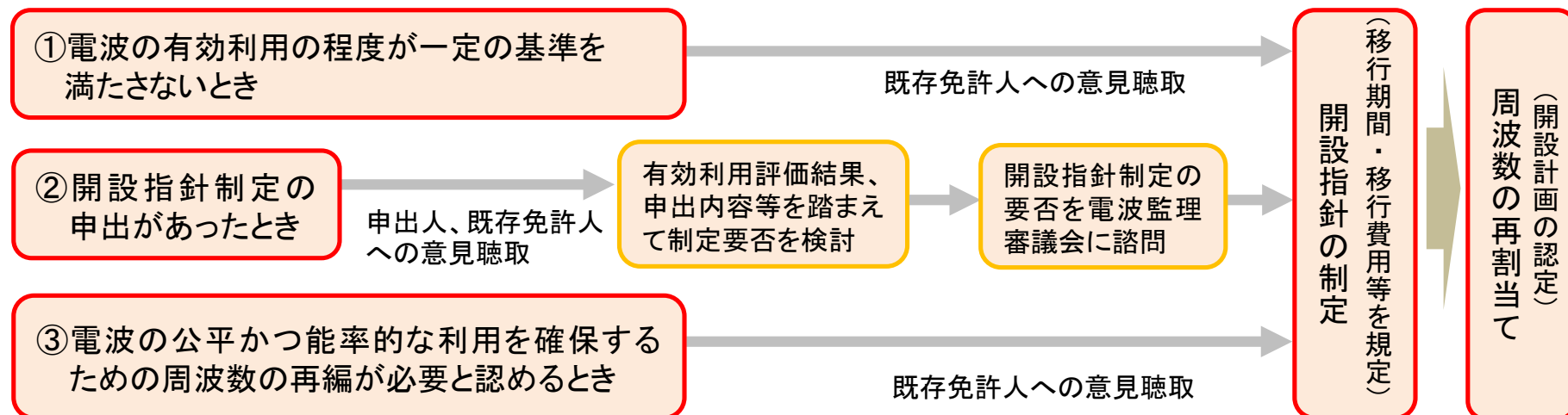
(公布後9月以内施行 ※10月1日施行予定)

- **電波の有効利用の程度の評価** (有効利用評価) について、これまで総務大臣が電波の利用状況調査の結果に基づき行ってきたところ、技術の進展等に対応したより適切な評価を行うため、広い経験と知識を有する委員から構成される**電波監理審議会が行うものとする**。
- 電波監理審議会が総務大臣に対し**有効利用評価に関し必要な勧告をすることを可能**するとともに、総務大臣が勧告に基づき講じた施策について**電波監理審議会への報告を義務付ける**。

2 携帯電話等の周波数の再割当制度の創設

(公布後9月以内施行 ※10月1日施行予定)

- 携帯電話等の周波数について、次の①～③のいずれかの場合に**再割当**ができるようにする。



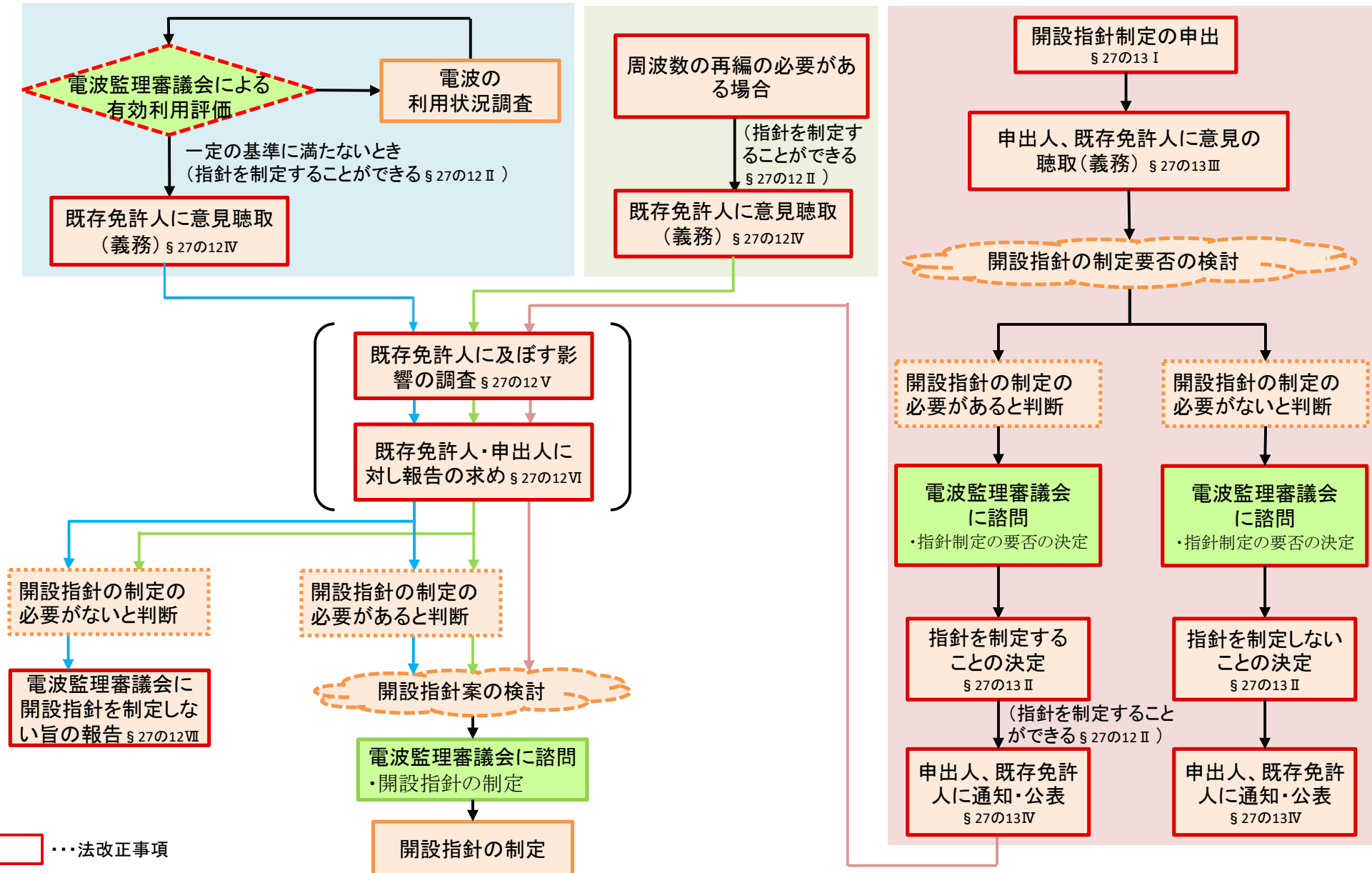
改正電波法における再割当てに係る開設指針制定の流れ

4

①電波の有効利用の程度が一定の基準を満たさないとき

③携帯電話周波数等の再編

②競願の申出



1. 電波法施行規則の一部改正(携帯電話等の周波数の再割当制度の創設関係)

(1) 周波数の再割当てに係る電波の有効利用の程度に関する基準の規定

電波監理審議会による有効利用評価において、総合的な評価の結果が2回以上連続して最下位の段階の場合に、総務大臣は周波数の再割当てができることとする。

(2) 周波数の再割当てに係る意見の聴取等の手続規定

- ① 既存免許人、申出人に対する意見の聴取の具体的な手続（意見聴取会の開催、開催期日等の通知、意見陳述、証拠書類の提出等）を規定する。
- ② 既存免許人に及ぼす技術的及び経済的な影響の調査の手続（調査を実施するために必要な事項の通知）を規定する。

(3) 開設指針制定の申出の手続規定

申出書の様式・記載事項（（電波監理審議会による）有効利用評価を踏まえた電波の有効利用の程度の見込み、申出人の財務に関する事項）、申出人の欠格事由(同一の周波数について既に申出をしている者等)、申出の取下げ手続等について規定する。

(4) 開設計画の認定の有効期間の延長

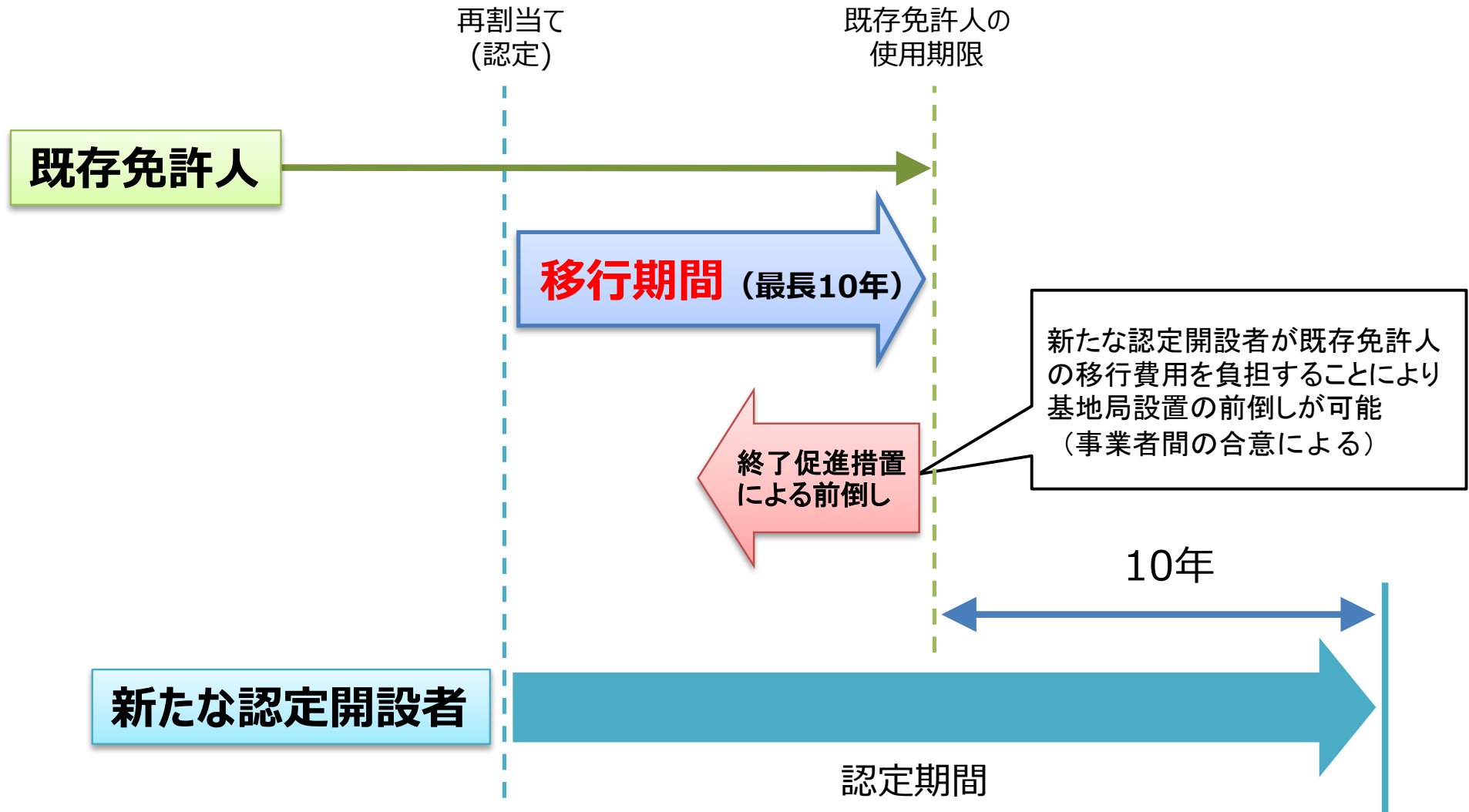
認定の有効期間を10年（周波数移行が必要とされる場合は、20年を超えない範囲内で総務大臣が別に告示する期間）に延長する。

2. 電波の利用状況の調査等に関する省令の一部改正(電波監理審議会の機能強化関係)

電波監理審議会が行うこととなった有効利用評価に係る評価事項として、法律で規定されている「無線局の数」、「無線局の行う無線通信の通信量」、「無線局の無線設備に係る電波の能率的な利用を確保するための技術の導入に関する状況」に加え、「免許人の数」、「無線局の具体的な使用実態」等を規定する。

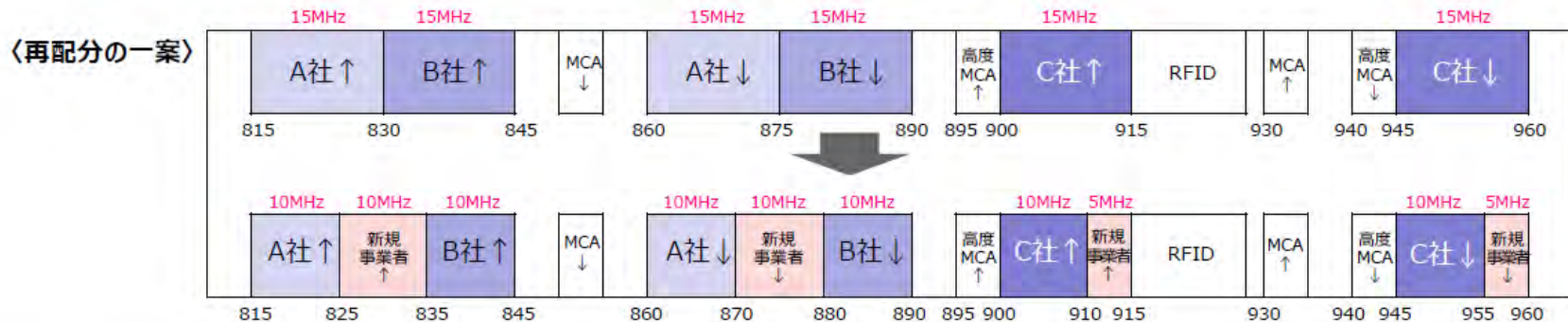
3. その他所要の改正

上記省令のほか、無線局免許手続規則、無線局運用規則及び電気通信紛争処理委員会手続規則において、改正法の施行に伴い必要とされる用語、条ずれ等の規定の整理を行う。



既存周波数の再配分方策（案）

- 周波数の割当てが一定期間固定化されている場合、もしくは新規事業者が参入するなど、新たな周波数の有効利用が見込める場合は、再配分の検討を実施する
- 再配分の手法としては、既存事業者に割当て済みの周波数帯を縮減し、捻出した枠を開設計画の認定によって新規参入事業者などに割当てる等
- 例えば、プラチナバンドについては、下図に示すように送受各帯域から5MHz幅ずつ割譲し、新規事業者に利用可能とすれば、10MHz×2及び5MHz×2が利用可能となり、プラチナバンド全体で、既存事業者20MHz×2に対し、新規事業者15MHz×2でほぼ公平性の確保が可能。なお、**この場合、既存事業者の基地局設備は、機能の大部分を残しつつシステム改修により対応可能**



〔参考〕林秀弥、飯塚留美、柴崎哲也 法制論集 第262号（2015） 論説 電波法制と競争（一）-我が国の周波数割当政策と欧米からの示唆-
「周波数の返上・再割当」については、現実にはハードルは相当高い。ただし、制度的には、電波法は再免許を保証していない。また、開設計画の認定についても、認定期間経過後は割当てを受けた周波数帯を排他的に使用することが保証されているわけではないため、多少の制度見直しは必要だとしても、それほど難しいことではない。（略）たとえば、現在使用している15MHz×2を、10MHz×2に縮減し、5MHz×2を返上せよ、ということにすれば、システム改修は必要になるであろうが、基地局設備をすべて無駄にすることにはならないのではないか。

2020年11月30日 デジタル変革時代における電波政策懇談会（第1回）北構成員資料より

事業者間の公正競争という視点からは、有限な国民の財産である電波を持つ者と持たざる者との公平性を確保すべく、割当済み周波数の利用状況の詳細な検証を行い、周波数の縮減・共用・移行・再編・取り消し等を機動的に行うことが望まれる。とりわけ、プラチナバンド(700-900MHz帯)についての検証は急務である。

- 令和4年改正電波法で導入予定の携帯電話等の周波数の再割当制度について、「デジタル変革時代の電波政策懇談会」において要望のあった帯域(800/900MHz帯)の再割当てを対象に、携帯電話事業者から以下の点について説明をいただきます。

ヒアリング項目

1. 移行費用の負担の範囲

- ✓ 再割当てによって対応が必要となる作業
(例：レピータ・中継局の交換、基地局の受信フィルタの交換、基地局の増設等)
- ✓ 上記作業毎に、必要な期間（工事リソースなどの観点から根拠を持って説明）、想定される負担額、負担すべき者（どのような理由で誰が支払うべきか）
- ✓ 上記作業を行わない場合の影響（他社電波の中継・増幅、通信品質の劣化、容量不足等）

2. 移行期間

- ✓ 移行期間とその期間が必要と考える理由

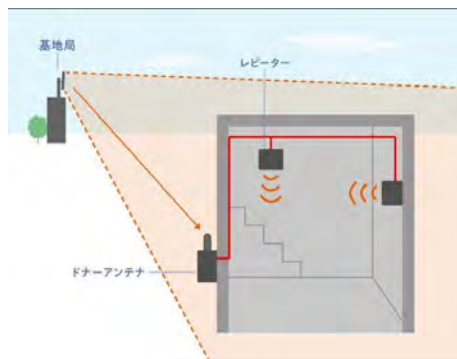
3. その他

- ✓ 再割当ての必要性（例：プラチナバンドの公平利用）
- ✓ 再割当てによって生じる課題（例：5Gの展開への遅れ、ネットワークの脆弱化、ユーザへの影響等）
- ✓ その他再割当てにあたって考慮すべき事項

所属	氏名	役職
楽天モバイル株式会社	矢澤 俊介 内田 信行	代表取締役社長 執行役員 技術戦略本部 本部長
株式会社NTTドコモ	山崎 拓 浜本 雅樹	常務執行役員 電波企画室長
KDDI株式会社	吉村 和幸 前田 大輔	取締役執行役員専務 技術統括本部長 執行役員 技術統括本部技術戦略本部長
ソフトバンク株式会社	佃 英幸 上村 治	専務執行役員 兼 CTO 渉外本部 副本部長 兼 電波政策統括室長

レピータ

良好な電波を引き込み増幅させることで、電波の届きにくい地域や室内の通信を確保するための装置



レピータによる屋内対策のイメージ



家庭内での活用イメージ

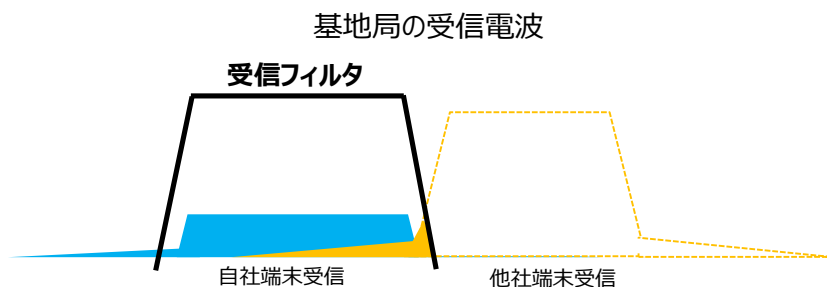


商業施設での活用イメージ

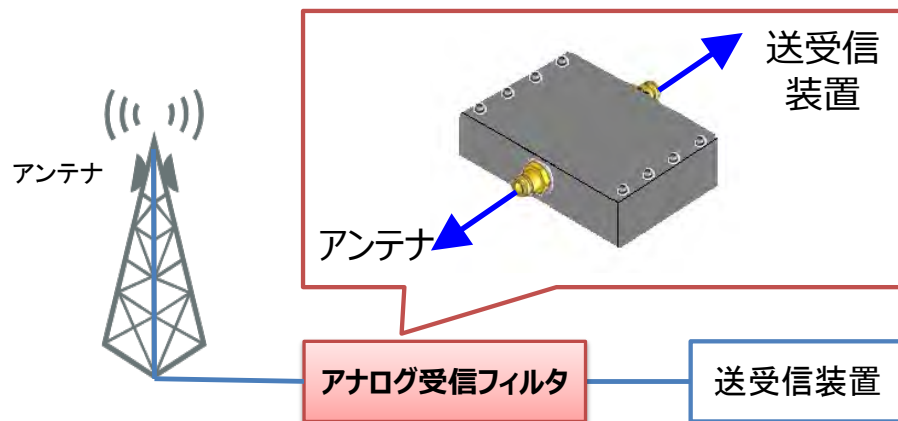
出典：KDDI ホームページより

基地局の受信フィルタ

隣接帯域を使用する他社端末からの干渉波の影響を低減し、広範なエリアカバーや通信品質を確保するための装置



既存事業者のフィルタの挿入イメージ



基地局の送受信装置とアンテナの間にフィルタを挿入